

別紙

第1号様式

( 資 格 の 公 示 )

北海道後志総合振興局告示第1037号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年4月24日

北海道後志総合振興局長 猪口 浩司

1 資格及び売払いをする物品の種類

令和6年度において北海道後志総合振興局が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和6年5月30日に一般競争入札の公告を行う物品の売払契約

（2）資格

物品の売払（鉄くず等）に関する資格（以下「資格」という。）

（3）売払をする物品の種類

朝里ダムメンテナンス工事外16工事に伴う発生材（鉄くず等） 37.8943 t

（電線類は被覆の重量を含む。）

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 北海道内に本店、支店もしくは事業所等を有すること。

(9) 金属くず商の許可を有する者であること。

(10) 申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上金属の売買事業を営んでいること。

### 3 資格要件の特例

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2の(10)に掲げる営業年数等の資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年4月24日（水）から令和6年5月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道後志総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<https://www.siribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>)

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

### 5 資格審査の結果通知

資格審査の結果については、各申請者に通知する。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

(1) 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

ア 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

イ 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(2) 資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第33条1項各号に掲げる者

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

(3) 電話番号 0134-25-2143